

神戸市立医療センター中央市民病院
業者対応要領

平成5年10月1日施行

令和3年4月1日改正

(目的)

第1条 この要領は、神戸市立医療センター中央市民病院（以下、「当院」という。）において、当院職員が業者の訪問を受けるにあたり、規律ある対応を行い、業者との良好な関係を構築するとともに、市民からの信頼を確保するために、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 業者とは、医療品及び診療材料の製造・販売業者等をいう。
- (2) 訪問とは、販売、宣伝等の目的で業者と職員が実際に対面して行う商談・説明等のすべての行為をいう。同様の目的で、パンフレット等の配布を行う場合も含む。ただし、物品の納入または費用の請求のみを行う場合を除くものとする。

(訪問の許可)

- 第3条 業者は、院内において職員を訪問する場合には、あらかじめ「訪問許可申請書」（様式1）に必要事項を記入の上、病院長の許可を得なければならない。
- 2 訪問許可人数は、1社につき2名までとする。ただし、病院長が特別の理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - 3 許可の期間は3年間または「許可証」（様式2）に記載する期間とする。担当者が変更となった場合は、「訪問許可申請書」により変更を申し出なければならない。
 - 4 許可を受けた業者は、「許可証」を必ず胸に着用しなければならない。「許可証」を着用しない業者の院内への立ち入りは禁止する。

(訪問許可の取り消し)

第4条 許可の条件に違反する行為または第7条に掲げる禁止事項の違反があると認めるときは、病院長は、その許可を取り消すことができる。

(訪問の日時)

第5条 業者が職員を訪問できる曜日及び時間は次のとおりとする。

(1) 曜日 月曜日から金曜日まで（ただし、祝日を除く）

(2) 時間 午後 5 時 30 分から午後 7 時まで

2 原則として、事前にアポイントを取り、訪問するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当院職員が別に指定した場合は、この限りではない。

（待機場所・訪問場所）

第 6 条 業者が職員を訪問・及び待機する場所は次のとおりとする。

(1) 医師への訪問 医局ロビー・応接室

(2) その他部局への訪問 各部局の長が指示する場所

（禁止事項）

第 7 条 次の事項を禁止する。

(1) 各外来及び病棟や、ホスピタルモールや外来ロビー、内視鏡センター周辺の公共スペース、

タリーズコーヒー、コンビニ周辺のスペース、医局ロビー前等における職員の待機及び訪問

(2) 外来診察室や、本館 2 階及び北館 3 階医局等スタッフエリア内への立ち入り、その他セキュ

リティーエリア内への無断立ち入り

(3) 駆け足等、通行者の危険となる行為及び通行を阻害するなど職員及び患者にとって迷惑となる行為

(4) 食事の提供（その場で食事をしない場合も含む）

（機密保持）

第 8 条 業者は、院内活動で知り得た当院の情報及び患者又は職員の個人情報を他に漏らしてはならない。

（その他）

第 9 条 この要綱の施行について必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要領は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 7 月 4 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 8 月 23 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 2 月 20 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。